

## 令和6年度（2024年度）北海道企業局ダム周辺地域活動支援事業補助金交付要綱

令和6年（2024年）4月1日企発第1号

### （趣旨）

- 1 道営電気事業の水源となっているダム周辺で市町等が実施する植樹並びにゼロカーボンに資する啓発及び学習活動に要する経費を予算の範囲内で補助し、保水能力の向上に務め電力の安定供給を図るほか、ダム周辺の環境整備やゼロカーボンに資する普及啓発活動など、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を通じ地域に貢献することを目的とする。

### （補助対象者）

- 2 補助金の交付の対象となる者は、北海道企業局の水力発電施設所在地の市町及び当該市町に事務所を有する次に掲げる者（以下「市町等」という。）とする。
  - (1) 地方自治法に定める地縁団体
  - (2) 学校教育法に定める学校
  - (3) 特定非営利活動法人（法人の目的が環境保全、環境教育に関するものであること）
  - (4) その他北海道公営企業管理者が適当と認めるもの

### （対象地域）

- 3 補助の対象とする事業は次の地域（以下「対象地域」という。）のものとする。ただし、
  - 4（補助対象事業）なお書きの場合にはこの限りではない。
    - (1) 鷹泊発電所～深川市：鷹泊ダム周辺及び石狩川水系雨竜川周辺（鷹泊ダム上流に限る）  
幌加内町：石狩川水系雨竜川周辺
    - (2) 岩尾内発電所～士別市：岩尾内ダム周辺及び天塩川水系周辺（岩尾内ダム上流に限る（ポンテシオダムまで））
    - (3) ポンテシオ発電所～士別市：ポンテシオダム周辺及び天塩川水系周辺（ポンテシオダム上流に限る）
    - (4) 川端発電所～由仁町：川端ダム周辺及び石狩川水系夕張川周辺（川端ダム上流に限る）  
栗山町：川端ダム周辺及び石狩川水系夕張川周辺（川端ダム上流に限る）  
夕張市：石狩川水系夕張川周辺（川端ダム上流に限る（滝の上取水堰まで））
    - (5) 滝下発電所及び沼の沢取水堰発電所  
～夕張市：沼の沢取水堰周辺及び石狩川水系夕張川周辺（沼の沢取水堰、沼の沢取水堰発電所上流に限る（清水沢発電所まで））
    - (6) 清水沢発電所～夕張市：清水沢ダム周辺及び石狩川水系夕張川周辺（清水沢ダム上流に限る（シューパロ発電所まで））
    - (7) 滝の上発電所～夕張市：滝の上取水堰周辺及び石狩川水系夕張川周辺（滝の上取水堰上流に限る（沼の沢取水堰まで））
    - (8) シューパロ発電所～夕張市：シューパロ湖及び石狩川水系夕張川周辺（シューパロ湖上流に限る）

### （補助対象事業）

- 4 対象地域における市町等による植樹事業並びにゼロカーボンに資する啓発及び学習活動事業で北海道公営企業管理者が適当と認めるものとする。ただし、市町等の所有地以外で行う場合には、当該地の所有者の承諾を得ているものに限る。

なお、水力発電施設所在地の市町の環境整備、地域振興、道営電気事業の広報・理解等の

ために特に適当であると公営企業管理者が認めたものについては、前条の規定にかかわらず水力発電施設所在地の市町の区域を対象地域とみなす。

#### (補助対象経費及び補助率等)

5 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次のとおりとし、補助率等は10分の10以内とする。ただし、一事業について30万円を補助金額の上限とする。

##### (1)植樹事業

苗木及び資材（添木、縄、肥料、銘板、鳥獣食害対策用の網等）の購入に係る経費

##### (2)ゼロカーボンに資する啓発及び学習活動事業

啓発資材の購入、環境イベントや学習会の開催に係る経費

#### (補助金の交付の申請、決定等)

6 補助金の交付の申請、決定、実績報告等については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の定めるところによるものとする。

#### (補助金交付申請書等の提出書類)

7 補助金交付申請書等の提出書類及び様式については、次のとおりとする。

##### (1)補助金交付申請書 様式第1号

上記には次の書類を添付するものとする。ただし、この様式にかかわらずほかにその目的とする事項を明瞭に確認できる書類がある場合は、当該書類をもってこれに代えることができる。

ア 事業計画書	様式第2号
イ 補助金交付申請額算出調書	様式第3号
ウ 経費の配分調書	様式第4号
エ 事業予算書	様式第5号
オ 資金収支計画書（申請者が地方公共団体の場合は不要）	様式第6号

##### (2)補助事業等変更承認申請書 様式第7号

##### (3)補助金交付申請取下書 様式第8号

##### (4)補助事業等中止（廃止）承認申請書 様式第9号

##### (5)補助事業等執行遅延（不能）報告書 様式第10号

##### (6)補助事業等実績報告書 様式第11号

上記には次の書類を添付するものとする。ただし、この様式にかかわらずほかにその目的とする事項を明瞭に確認できる書類がある場合は、当該書類をもってこれに代えることができる。

ア 事業実績書	様式第12号
イ 補助金精算書	様式第13号
ウ 事業精算書	様式第14号

#### (交付の条件)

8 補助事業者が補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式の条件及び「道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて（平成27年5月29日付け局財指第125号通達）」6に定める交付決定に当たっての補助条件のほか、次の条件を付すも

のとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更するときは、公営企業管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該事業の目的に変更をきたさない場合で、かつ、補助金額に変更が生じない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (3) 補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

#### （他の補助金との関係）

- 9 他の補助金交付事業の対象事業であっても、本事業は適用できるものとする。ただし、本件補助事業の補助対象経費に他の補助金を充当した場合には、当該補助金相当額を本件補助対象経費から控除しなければならない。その他、他の補助対象事業との関係は当該補助事業の交付要綱等の定めに従うものとする。

#### （その他）

- 10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。